

第 18 回
建築行政共用データベースシステム
連絡協議会総会

日 時 令和 3 年 7 月 26 日（月）
場 所 書面開催
議 事

第 1 付議事項：役員選任の件..... 4

第 2 報告事項

1. 前回総会議事録 8

2. 利用状況等 11

3. 機器更新及び改修状況..... 22

4. 利用料の据置について..... 26

第 3 その他

1. 既存建築確認台帳の電子データ化..... 28

2. 建築行政・技術情報提供事業..... 32

3. 建築情報システム高度化促進事業..... 34

参考資料

連絡協議会会則 36

入会状況 39

国土交通省からの情報提供

建築分野における IT 化の動向について 42

第 1 付議事項

付議事項 役員選任の件

付議事項

- ・会則第6条第2項及び第3項に基づき、役員の名簿及び会長、副会長の選任について、次頁のとおりとすることについてお諮りします。

回答方法

- ・令和3年8月6日までに、下記宛に電子メールにて送信してください。
- ・電子メールタイトルは「共用DB役員選任について（〇〇〇）」（※括弧内に団体名を表記）としてください。
- ・電子メール本文は、「共用DB役員選任については、原案どおりで了承」又は「共用DB役員選任については、原案に異議あり」のいずれかを記載してください。
- ・電子メールによる回答がない場合は、総会欠席（総会に関する一切の権限を議長に委任）として扱わせていただきます。

回答結果

令和3年8月末までに、総会議事録により付議事項の結果を公開します。

公開サイト：<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/renrakukyogikai.html>

補足説明

- ・当協議会の会則第8条により「役員の任期は2年」とされており、今年度は改選時期に当たります。
- ・第6条第2項により「理事は、総会において選任」し、第3項により「会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任」することとされています。
- ・役員の名簿は、従前どおり、日本建築行政会議の役員となっている都道府県、政令市、指定確認検査機関を中心に構成しています。今回異動となるのは2団体で、いずれも日本建築行政会議の役員異動に伴うものです。

お問い合わせ・ご回答先

建築行政共用データベースシステム連絡協議会事務局

（一般財団法人建築行政情報センター 担当 小池・久保）

TEL03-5225-7706 E-Mail dbkyougikai@icba.or.jp

(案)

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 役員一覧

会 長	東京都都市整備局市街地建築部長	山崎 弘人
副会長	大阪府住宅まちづくり部建築指導室長	牧田 武一
理 事	北海道建設部住宅局建築指導課長	飯沼 善範
	宮城県土木部建築宅地課長	小出 昇
	神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長	黒川 光訓
	愛知県建築局建築指導課長	大岩 幸司
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	近 都 学
	広島県土木建築局建築課長	河野 龍
	<u>岡山県土木部都市局建築指導課長</u>	<u>中山 雅晴</u>
	福岡県建築都市部建築指導課長	松藤 博昭
	横浜市建築局建築指導部建築企画課長	角田 広行
	<u>石川県土木部建築住宅課長</u>	<u>渡邊 学</u>
	大阪市都市計画局建築指導部建築確認課長	水野 勝行
	福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課長	尾本 安彦
	日本E R I (株) 確認検査本部確認管理部長	増 田 健
	ビューローベリタスジャパン(株)シニアアドバイザー	川越 茂幸
	(株) 確認サービス取締役総務企画統括部長	中川 鋭彦
	(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター業務部長	武縄 真次
	(公社) 日本建築士会連合会専務理事	成藤 宣昌
	(一社) 日本建築士事務所協会連合会専務理事	居谷 献弥
オブザーバー	国土交通省住宅局建築指導課長	深井 敦夫
	国土交通省住宅局市街地建築課長	山下 英和
	国土交通省関東地方整備局建政部長	大井 裕子
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	伊藤 康行

令和3年7月1日現在

(現行)

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 役員一覧

会 長	東京都都市整備局市街地建築部長	山崎 弘人
副会長	大阪府住宅まちづくり部建築指導室長	牧田 武一
理 事	北海道建設部住宅局建築指導課長	飯沼 善範
	宮城県土木部建築宅地課長	小出 昇
	神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長	黒川 光訓
	愛知県建築局建築指導課長	大岩 幸司
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	近 都 学
	広島県土木建築局建築課長	河野 龍
	<u>香川県土木部建築指導課長</u>	<u>尾楠 和寿</u>
	福岡県建築都市部建築指導課長	松藤 博昭
	横浜市建築局建築指導部建築企画課長	角田 広行
	<u>浜松市都市整備部建築行政課長</u>	<u>鈴木 成幸</u>
	大阪市都市計画局建築指導部建築確認課長	水野 勝行
	福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課長	尾本 安彦
	日本E R I (株) 確認検査本部確認管理部長	増 田 健
	ビューローベリタスジャパン(株)シニアアドバイザー	川越 茂幸
	(株) 確認サービス取締役総務企画統括部長	中川 鋭彦
	(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター業務部長	武縄 真次
	(公社) 日本建築士会連合会専務理事	成藤 宣昌
	(一社) 日本建築士事務所協会連合会専務理事	居谷 献弥
オブザーバー	国土交通省住宅局建築指導課長	深井 敦夫
	国土交通省住宅局市街地建築課長	山下 英和
	国土交通省関東地方整備局建政部長	大井 裕子
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	伊藤 康行

令和3年7月1日現在

第 2 報告事項

1. 前回総会議事録

(第 17 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会 議事録)

日 時 令和元年 7 月 19 日 (金) 13:30～14:45
場 所 フクラシア東京ステーション
資 料 付議事項 (役員選任の件)
報告事項 (利用状況等、改修状況、運用支援、その他)
建築行政共用データベースシステム (パンフレット)

1. 事務局挨拶 (ICBA 笹井理事長)

日頃から建築行政共用データベース事業をはじめ、ICBA の事業に多大なご支援ご協力いただいていることに感謝申し上げます。

近年の建築行政においては安全で良好な環境形成に資する建築物の整備やストックの適切な維持管理という基本的課題に加え、多発する自然災害への対応、建築基準に合致しない不正事案発覚など課題も生じているところだが、建築行政の担当部局におかれては積極的に対応されていることに敬意を表する。

建築行政共用データベースは本稼働から 10 年目となった。この間、利用者の要望を踏まえた機能改修を実施してきた。今後も一層の安定と性能向上を図るためシステム改良を進めてまいりたい。

通知報告配信システムの活用方策について建築行政共用データベース連絡協議会の企画改善部会や日本建築行政会議の ICT 活用部会において検討していただいた。その成果を生かして確認検査報告などの電子報告をされる機関は 39 機関に増え、受ける特定行政庁は 29 府県の 144 団体に及んでいる。

台帳登録閲覧システムにおいては電子報告を活用したり、過去の台帳をデータ化して迅速に検索するため独自システムから切り替えする行政庁が続いている。

ICBA としては本稼働から 10 年目に際し、今後も建築行政の効率化に寄与してまいりたい。一層のご支援ご指導願います。

建築行政共用データベースを離れて建築確認検査の最近の動向について報告する。

国においては生産性向上のため、去る通常国会でデジタル手続法を制定するとともに、政府の計画においてデジタル化の推進を盛り込むなど、行政のデジタル化を推進している。建築確認については具体的重点事項とされてはいないが、電子申請の一層の普及を実現できないか議論が盛んに行われているところである。

ICBA としては日本建築行政会議の ICT 活用部会の活動を補助するなど関係機関に情報提供してまいる。今後とも ICBA を積極的に支えていただくことを願いたい。

2. 事務局報告

事務局より、現在の会員団体総数459団体、定足数230団体に対して、出席団体数40団体、委任状提出が235団体、合計275団体となり、本総会が有効に成立していることが報告された。

3. 国土交通省挨拶（高木企画専門官）

日頃より建築行政の全般にわたり格段のご理解ご支援いただいていることを厚く御礼申し上げます。

国土交通省においては2016年を生産性革命元年と銘打ち、2025年までに建設現場の生産性を2割向上させるという「i-Construction」の取り組みを推進している。

建築行政の体制確保の継続が難しい中、建築行政共用データベースにおいて整備されているサブシステムいずれも、建築行政事務の効率化に大きく寄与するものとする。引き続き積極的に活用していただきたいと考えているところである。

昨年11月に、国による台帳システムの登録情報の参照について協力依頼した。多くの行政庁にご理解いただき、参照可能な情報が大幅に増えた。この場を借りて御礼申し上げますとともに、このシステムを活用することで従来の短期間での照会を減らすよう努力してまいりたい。

建築情報については、先月閣議決定された成長戦略の中でも、確認申請の電子化、建築BIMの推進がうたわれている。こうした動きも踏まえ、国土交通省では建築BIMの推進会議を立ち上げたところである。同会議では、建築BIMの情報を、単に設計、施工に留まらず、AIやIOTとどのように連携するのか、将来的にはインフラ情報とどう連携するのかといった議論もなされているところである。これまで以上に建築に関する情報に関心が集まる中、本協議会の重要性はますます高まっていくのではないかと考えているところである。

4. 議 事

（1）付議事項

「役員選任の件」について事務局より説明され、決議の結果、原案通り決定した。

（2）報告事項

I C B Aからの報告について、事務局より説明された。

【質疑・意見】

建築行政共用データベースの決算が協議会に提出されておらず利用料がどのように使われているのか分からない。経費を削減する努力が足りているかどうか知る必要がある。特定行政庁の処理件数が減る中で民間機関の負担を増やすことなどを協議会で検討してもよいのではないか。(栃木県大田原市)

→連絡協議会は負担金を徴していないため、共用データベースの決算を協議会に報告していない。また、ICBA の財務諸表はホームページに掲載されているが、共用データベースの事業別決算を知ることはできない。

ご指摘いただいた課題については今後議論し、来年の理事会で相談しながら会員の皆様に情報を出していきたいと考える。(事務局)

以上

2. 利用状況等

(1) 利用状況 (令和3年7月現在)

①総括表

太字の内訳は次頁以降をご参照ください。

利用システム	団体区分	利用数	未利用	総数	利用割合
建築士・事務所登録閲覧システム (照会)	特定行政庁 (限特以外)	295	12	307	96%
	限定特定行政庁	91	53	144	63%
	小計	386	65	451	86%
	指定確認検査機関	109	21	130	84%
	指定構造計算適合性判定機関 (指定確認検査機関除く)	8	2	10	80%
	小計	117	23	140	84%
	合計	503	88	591	85%
台帳登録閲覧システム	特定行政庁 (限特以外)	199	108	307	65%
	限定特定行政庁	70	74	144	49%
	合計	269	182	451	60%

利用システム	団体区分	利用数	未利用	注 総数	利用割合
法令・大臣認定データベース	特定行政庁 (限特以外)	271	24	295	92%
	限定特定行政庁	74	17	91	81%
	小計	345	41	386	89%
	指定確認検査機関	81	28	109	74%
	指定構造計算適合性判定機関 (指定確認検査機関除く)	1	7	8	13%
	小計	82	35	117	70%
	合計	427	76	503	85%

注) 法令・大臣認定データベースに係る総数は、建築士・事務所登録閲覧システム (照会) の利用数とした。なお、法令・大臣認定データベースは建築士・事務所登録閲覧システムのオプションである。

②建築士・事務所登録閲覧システム（照会） 未利用 団体一覧（その１）

【特定行政庁（限特以外）】

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	石川	七尾市	5	兵庫	芦屋市	9	奈良	生駒市
2	〃	小松市	6	〃	伊丹市	10	岡山	新見市
3	兵庫	尼崎市	7	〃	宝塚市	11	大分	日田市
4	〃	西宮市	8	〃	川西市	12	鹿児島	鹿児島市

【限定特定行政庁】

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	岩見沢市	19	北海道	伊達市	37	埼玉	朝霞市
2	〃	留萌市	20	〃	北広島市	38	〃	桶川市
3	〃	稚内市	21	〃	石狩市	39	〃	北本市
4	〃	美唄市	22	〃	北斗市	40	〃	八潮市
5	〃	芦別市	23	〃	当別町	41	〃	蓮田市
6	〃	赤平市	24	〃	余市町	42	〃	幸手市
7	〃	紋別市	25	〃	長沼町	43	〃	吉川市
8	〃	士別市	26	〃	美幌町	44	〃	杉戸町
9	〃	名寄市	27	〃	遠軽町	45	〃	白岡市
10	〃	三笠市	28	〃	白老町	46	長野	塩尻市
11	〃	根室市	29	〃	音更町	47	岐阜	高山市
12	〃	千歳市	30	〃	芽室町	48	〃	多治見市
13	〃	滝川市	31	〃	幕別町	49	〃	可児市
14	〃	砂川市	32	〃	釧路町	50	愛知	瀬戸市
15	〃	深川市	33	〃	中標津町	51	長崎	平戸市
16	〃	富良野市	34	群馬	藤岡市	52	〃	松浦市
17	〃	登別市	35	埼玉	鴻巣市	53	〃	五島市
18	〃	恵庭市	36	〃	蕨市			

③建築士・事務所登録閲覧システム（照会） 未利用 団体一覧（その２）

【指定確認検査機関】

No	本社所在地	団体名
1	北海道	株式会社建築確認検査機構あさひかわ
2	〃	一般財団法人函館市住宅都市施設公社
3	〃	株式会社住まい建築検査
4	青森	有限会社アーバン建築確認検査機関
5	秋田	公益財団法人秋田市総合振興公社
6	〃	株式会社秋田建築確認検査機関
7	〃	株式会社北日本建築検査機構
8	山形	株式会社山形県建築サポートセンター
9	福島	株式会社建築検査機構
10	〃	合同会社あんしん住宅検査センター
11	埼玉	株式会社埼玉建築確認検査機構
12	東京	多摩確認検査株式会社
13	石川	一般財団法人石川県建築住宅センター
14	山梨	株式会社Y K S 確認検査機構
15	岐阜	有限会社みの建築確認検査センター
16	愛知	株式会社名古屋建築確認・検査システム
17	和歌山	一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター
18	鳥取	一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター
19	山口	一般財団法人山口県建築住宅センター
20	香川	株式会社香川県建築住宅センター
21	沖縄	公益財団法人沖縄県建設技術センター

【指定構造計算適合性判定機関】（指定確認検査機関を除く）

No	本社所在地	団体名
1	福島	一般財団法人福島県建築安全機構
2	大分	一般社団法人大分県建築構造技術センター

④台帳登録閲覧システム 利用団体一覧（その１）

【特定行政庁（限特以外）】

*印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能／下線：新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	*北海道	41	栃木	*佐野市	81	神奈川	平塚市
2	〃	*函館市	42	〃	*鹿沼市	82	〃	鎌倉市
3	〃	*旭川市	43	〃	*小山市	83	〃	*小田原市
4	〃	*室蘭市	44	〃	*那須塩原市	84	〃	*茅ヶ崎市
5	〃	*釧路市	45	〃	*日光市	85	〃	*秦野市
6	〃	*帯広市	46	〃	*大田原市	86	〃	厚木市
7	〃	*苫小牧市	47	群馬	群馬県	87	〃	*大和市
8	青森	*青森県	48	〃	前橋市	88	新潟	新潟県
9	〃	*青森市	49	〃	*高崎市	89	〃	*長岡市
10	〃	*弘前市	50	〃	*桐生市	90	〃	*柏崎市
11	〃	*八戸市	51	〃	太田市	91	〃	*新発田市
12	岩手	*岩手県	52	〃	館林市	92	〃	*上越市
13	〃	*盛岡市	53	埼玉	*埼玉県	93	富山	*富山県
14	宮城	*宮城県	54	〃	*さいたま市	94	石川	*石川県
15	〃	仙台市	55	〃	*川口市	95	〃	*金沢市
16	〃	*石巻市	56	〃	草加市	96	〃	*加賀市
17	〃	*塩竈市	57	〃	*熊谷市	97	〃	*野々市市
18	〃	*大崎市	58	千葉	*千葉県	98	福井	*福井県
19	秋田	*秋田市	59	〃	*千葉市	99	〃	福井市
20	〃	*横手市	60	〃	市川市	100	山梨	*山梨県
21	山形	*山形県	61	〃	松戸市	101	長野	<u>長野県</u>
22	〃	*山形市	62	〃	柏市	102	岐阜	*岐阜県
23	福島	*福島県	63	〃	*市原市	103	〃	*岐阜市
24	〃	*福島市	64	〃	*木更津市	104	〃	*大垣市
25	〃	*郡山市	65	〃	成田市	105	〃	*各務原市
26	〃	*いわき市	66	〃	習志野市	106	静岡	*静岡県
27	茨城	*茨城県	67	〃	*流山市	107	〃	*静岡市
28	〃	*水戸市	68	〃	*我孫子市	108	〃	*浜松市
29	〃	*日立市	69	〃	*浦安市	109	〃	*沼津市
30	〃	*土浦市	70	東京	千代田区	110	〃	*富士宮市
31	〃	*古河市	71	〃	*港区	111	〃	*富士市
32	〃	*高萩市	72	〃	江東区	112	〃	*焼津市
33	〃	*北茨城市	73	〃	*中野区	113	愛知	*豊橋市
34	〃	*取手市	74	〃	足立区	114	〃	岡崎市
35	〃	*つくば市	75	〃	*葛飾区	115	〃	*一宮市
36	〃	ひたちなか市	76	神奈川	神奈川県	116	〃	*春日井市
37	栃木	*栃木県	77	〃	*横浜市	117	〃	*豊田市
38	〃	*宇都宮市	78	〃	川崎市	118	三重	三重県
39	〃	*足利市	79	〃	横須賀市	119	〃	*四日市市
40	〃	*栃木市	80	〃	藤沢市	120	〃	*津市

【特定行政庁（限特以外）】つづき

*印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能／下線：新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
121	三重	松阪市	151	島根	*松江市	181	高知	*高知市
122	〃	*桑名市	152	〃	出雲市	182	福岡	*福岡県
123	〃	*鈴鹿市	153	岡山	*岡山県	183	〃	*北九州市
124	滋賀	*滋賀県	154	〃	*倉敷市	184	〃	*福岡市
125	〃	*大津市	155	〃	*津山市	185	〃	*大牟田市
126	〃	*彦根市	156	〃	<u>玉野市</u>	186	佐賀	*佐賀県
127	〃	*長浜市	157	〃	*総社市	187	〃	佐賀市
128	〃	*近江八幡市	158	〃	笠岡市	188	長崎	*長崎県
129	〃	*草津市	159	広島	*広島県	189	〃	*長崎市
130	〃	*守山市	160	〃	*広島市	190	〃	*佐世保市
131	〃	*東近江市	161	〃	*福山市	191	大分	*佐伯市
132	京都	*京都府	162	〃	*呉市	192	宮崎	*宮崎県
133	〃	宇治市	163	〃	*三原市	193	〃	*宮崎市
134	大阪	*大阪府	164	〃	尾道市	194	〃	*都城市
135	〃	大阪市	165	〃	東広島市	195	〃	*日向市
136	〃	*堺市	166	〃	*廿日市市	196	鹿児島	*鹿児島県
137	〃	吹田市	167	山口	*山口県	197	沖縄	*沖縄県
138	〃	*寝屋川市	168	〃	*下関市	198	〃	*那覇市
139	〃	*箕面市	169	〃	*宇部市	199	〃	沖縄市
140	〃	*羽曳野市	170	〃	*山口市			
141	〃	*門真市	171	〃	*周南市			
142	奈良	奈良県	172	〃	*萩市			
143	〃	奈良市	173	〃	*防府市			
144	〃	*橿原市	174	〃	*岩国市			
145	和歌山	*和歌山市	175	愛媛	*愛媛県			
146	鳥取	*鳥取県	176	〃	*松山市			
147	〃	*鳥取市	177	〃	*今治市			
148	〃	米子市	178	〃	*新居浜市			
149	〃	*倉吉市	179	〃	*西条市			
150	島根	*島根県	180	高知	*高知県			

⑤台帳登録閲覧システム 利用団体一覧（その2）

【限定特定行政庁】

*印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	*東神楽町	25	埼玉	*日高市	49	愛知	*西尾市
2	岩手	*宮古市	26	〃	*松伏町	50	〃	*江南市
3	〃	*花巻市	27	千葉	*野田市	51	〃	*小牧市
4	〃	*北上市	28	〃	*茂原市	52	〃	*東海市
5	〃	*一関市	29	〃	*鎌ヶ谷市	53	〃	*大府市
6	〃	*釜石市	30	〃	*君津市	54	三重	*名張市
7	〃	*奥州市	31	〃	*四街道市	55	〃	亀山市
8	山形	*米沢市	32	〃	印西市	56	鳥取	*境港市
9	〃	*鶴岡市	33	〃	白井市	57	島根	*浜田市
10	〃	*酒田市	34	石川	*能美市	58	〃	*益田市
11	〃	*天童市	35	長野	*諏訪市	59	〃	*大田市
12	福島	*会津若松市	36	静岡	*三島市	60	〃	*安来市
13	〃	*須賀川市	37	〃	*磐田市	61	〃	*江津市
14	群馬	*渋川市	38	〃	*伊東市	62	〃	*雲南市
15	〃	*富岡市	39	〃	*島田市	63	広島	*三次市
16	〃	*安中市	40	〃	*掛川市	64	山口	*長門市
17	〃	*沼田市	41	〃	*藤枝市	65	〃	*山陽小野田市
18	〃	*みどり市	42	〃	*御殿場市	66	愛媛	*宇和島市
19	埼玉	*飯能市	43	〃	*袋井市	67	長崎	*島原市
20	〃	*本庄市	44	〃	*裾野市	68	〃	*大村市
21	〃	*東松山市	45	〃	*湖西市	69	鹿児島	*鹿屋市
22	〃	*深谷市	46	愛知	*半田市	70	〃	*霧島市
23	〃	*入間市	47	〃	*豊川市			
24	〃	*坂戸市	48	〃	*安城市			

⑥道路情報登録閲覧システム 利用団体一覧（令和6年度末にて提供終了予定）

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	秋田	秋田市	2	福井	福井県	3	奈良	奈良県

⑦建築行政地図情報システム 利用団体一覧 下線：新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	旭川市	8	千葉	<u>我孫子市</u>	15	三重	<u>鈴鹿市</u>
2	岩手	花巻市	9	東京	千代田区	16	鳥取	米子市
3	栃木	栃木県	10	〃	中野区	17	〃	倉吉市
4	群馬	太田市	11	〃	足立区	18	島根	<u>出雲市</u>
5	千葉	千葉県	12	〃	葛飾区	19	広島	広島県
6	〃	茂原市	13	静岡	富士宮市			
7	〃	成田市	14	三重	松阪市			

⑧通知・報告配信システム

【データ受け入れ特定行政庁】

※備考欄凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレス化による電子報告

無 印 ：ペーパーレス化を行わない電子報告

No	所在地	団 体 名	開始	備考	No	所在地	団 体 名	開始	備考
北海道（なし）					41	千葉	市 原 市	H27. 02	
1	青森	青 森 県	H30. 02		42	〃	木 更 津 市	H27. 02	
2	〃	青 森 市	H30. 02		43	〃	成 田 市	R02. 10	
3	〃	弘 前 市	H30. 02		44	〃	習 志 野 市	H27. 02	
4	〃	八 戸 市	H30. 02		45	〃	我 孫 子 市	H27. 02	
5	岩手	岩 手 県	H29. 02		46	〃	浦 安 市	H27. 02	
6	〃	盛 岡 市	H29. 02		47	〃	流 山 市	H27. 02	
7	〃	宮 古 市	H29. 02		48	〃	野 田 市	H27. 02	
8	〃	花 巻 市	H29. 02		49	〃	茂 原 市	H27. 02	
9	〃	北 上 市	H29. 02		50	〃	鎌 ケ 谷 市	H27. 02	
10	〃	一 関 市	H29. 02		51	〃	四 街 道 市	H27. 02	
11	〃	釜 石 市	H29. 02		52	〃	印 西 市	H27. 02	
12	〃	奥 州 市	H29. 02		53	〃	白 井 市	H27. 02	
13	宮城	宮 城 県	H27. 12	データ本位可	54	〃	君 津 市	H29. 11	
14	〃	仙 台 市	H27. 12	データ本位可	55	東京	杉 並 区	R03. 07	データ本位可
15	〃	石 巻 市	H27. 12	データ本位可	56	神奈川	横 浜 市	H31. 04	データ本位可
16	〃	塩 竈 市	H27. 12	データ本位可	57	〃	川 崎 市	H31. 04	データ本位可
17	〃	大 崎 市	H27. 12	データ本位可	58	〃	横 須 賀 市	H30. 04	データ本位可
秋田（なし）					59	〃	茅 ケ 崎 市	H31. 04	データ本位可
山形（なし）					新潟（なし）				
18	福島	福 島 県	H25. 10		60	富山	富 山 県	H23. 04	
19	〃	福 島 市	H25. 10		61	〃	富 山 市	H23. 04	
20	〃	郡 山 市	H25. 10		石川（なし）				
21	〃	い わ き 市	H25. 10		62	福井	福 井 県	H23. 04	
22	〃	会 津 若 松 市	H25. 10		63	〃	福 井 市	H23. 04	データ本位可
23	〃	須 賀 川 市	H25. 10		64	山梨	山 梨 県	H30. 02	データ本位可
茨城（なし）					65	長野	長 野 県	R03. 06	
栃木（なし）					岐阜（なし）				
24	群馬	群 馬 県	H27. 12		66	静岡	静 岡 県	H23. 04	
25	〃	高 崎 市	H28. 03		67	〃	静 岡 市	H23. 04	データ本位可
26	〃	前 橋 市	H30. 04		68	〃	浜 松 市	H23. 04	データ本位可
27	〃	太 田 市	H27. 12	データ本位可	69	〃	沼 津 市	H23. 04	
28	〃	館 林 市	H28. 05		70	〃	富 士 宮 市	H22. 04	
29	〃	桐 生 市	H30. 04		71	〃	富 士 市	H23. 04	
30	〃	渋 川 市	H27. 12	データ本位可	72	〃	焼 津 市	H23. 04	
31	〃	富 岡 市	H27. 12		73	〃	三 島 市	H22. 04	
32	〃	安 中 市	H27. 12		74	〃	磐 田 市	H23. 04	
33	〃	沼 田 市	H28. 05		75	〃	伊 東 市	H22. 04	
34	〃	み ど り 市	H28. 10		76	〃	島 田 市	H23. 04	
35	埼玉	さいたま市	H25. 02	データ本位可	77	〃	掛 川 市	H23. 04	
36	千葉	千 葉 県	H27. 02		78	〃	藤 枝 市	H23. 04	
37	〃	千 葉 市	H27. 02		79	〃	御 殿 場 市	H23. 04	
38	〃	市 川 市	H30. 11		80	〃	袋 井 市	H23. 04	
39	〃	松 戸 市	H27. 02		81	〃	裾 野 市	H25. 04	
40	〃	柏 市	H27. 02		82	〃	湖 西 市	H23. 04	

【データ受け入れ特定行政庁】つづき

※備考欄凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレス化による電子報告

無 印 ：ペーパーレス化を行わない電子報告

No	所在地	団 体 名	開始	備考	No	所在地	団 体 名	開始	備考
83	愛知	名古屋市	H30.03		124	広島	広島県	H26.04	
84	"	半田市	H30.03		125	"	広島市	H26.04	
85	"	安城市	H30.03		126	"	福山市	H26.04	
86	"	西尾市	H30.03		127	"	呉市	H26.04	
87	"	東海市	H30.03		128	"	三原市	H26.04	
88	三重	三重県	R03.05	データ本位可	129	"	尾道市	H26.04	
89	"	四日市市	R02.04	データ本位可	130	"	東広島市	H26.04	
90	"	津市	R03.01	データ本位可	131	"	廿日市市	H26.04	
91	滋賀	滋賀県	H25.05		132	"	三次市	H26.04	
92	"	大津市	H25.05			山口	(な し)		
93	"	彦根市	H25.05			徳島	(な し)		
94	"	長浜市	H25.05			香川	(な し)		
95	"	近江八幡市	H25.05		133	愛媛	愛媛県	H28.06	
96	"	草津市	H25.05		134	"	松山市	H28.06	
97	"	守山市	H25.05		135	"	今治市	H28.06	
98	"	東近江市	H25.05		136	"	新居浜市	H28.06	
99	京都	京都府	H27.11		137	"	西条市	H28.06	
100	"	宇治市	H27.11		138	"	宇和島市	H28.06	
101	大阪	大阪府	H27.09	データ本位可	139	高知	高知県	H23.04	
102	"	堺市	H27.09	データ本位可	140	"	高知市	H23.04	
103	"	大阪市	H27.11		141	福岡	福岡県	H26.04	
104	"	箕面市	H27.09	データ本位可	142	"	北九州市	H26.04	
105	"	寝屋川市	R02.08	データ本位のみ	143	"	福岡市	H26.04	
106	"	門真市	H28.08	データ本位のみ	144	"	大牟田市	H23.04	データ本位可
107	"	羽曳野市	H31.04	データ本位可			佐賀	(な し)	
108	兵庫	兵庫県	H26.12		145	長崎	長崎県	H28.04	データ本位可
109	"	神戸市	H30.12	データ本位可	146	"	佐世保市	H28.04	データ本位可
110	奈良	奈良県	H27.08		147	"	長崎市	H28.04	データ本位可
111	"	奈良市	H27.08		148	"	島原市	H28.04	
112	"	橿原市	H27.08		149	"	大村市	H28.04	
113	和歌山	和歌山市	H29.11				熊本	(な し)	
		鳥取	(な し)		150	大分	佐伯市	H29.10	
114	島根	島根県	H28.04				宮崎	(な し)	
115	"	松江市	H28.04		151	鹿児島	鹿児島県	R03.07	データ本位可
116	"	出雲市	H30.03	データ本位可	152	沖縄	沖縄県	R01.06	データ本位可
117	"	安来市	H28.04		153	"	那覇市	R02.05	データ本位可
118	"	雲南市	H28.04		154	"	沖縄市	R02.05	データ本位可
119	岡山	岡山県	H28.07						
120	"	倉敷市	H28.07						
121	"	津山市	H28.07						
122	"	笠岡市	H28.07						
123	"	総社市	H28.07						

【データ送信実施機関】

※備考欄凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレス化による電子報告

無 印：ペーパーレス化を一切行わない電子報告

No	区分	機関名	開始	相手先特定行政庁	備考
1	大臣	一般財団法人日本建築総合試験所	H27	大阪府、堺市、羽曳野市、箕面市、神戸市	データ本位
2	〃	日本E R I 株式会社	H30	太田市、渋川市、横浜市、川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市、福井市、静岡市、浜松市、三重県、四日市市、津市、大阪府、寝屋川市、門真市、出雲市、大牟田市、長崎県、長崎市、佐世保市、鹿児島県、沖縄県、那覇市、沖縄市	データ本位
3	〃	ビューローベリタスジャパン株式会社	H25	太田市、渋川市、さいたま市、横浜市、川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市、福井市、静岡市、浜松市、三重県、四日市市、津市、大阪府、堺市、寝屋川市、箕面市、門真市、神戸市、長崎県、長崎市、佐世保市、沖縄県、那覇市	データ本位
4	〃	株式会社住宅性能評価センター	H30	郡山市、太田市、渋川市、杉並区、横浜市、川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市、福井市、静岡市、浜松市、大阪府、寝屋川市、大牟田市、長崎県、長崎市、佐世保市、鹿児島県、沖縄県、那覇市、沖縄市	データ本位
5	〃	株式会社国際確認検査センター	H27	太田市、渋川市、京都府、大阪府、大阪市、堺市、箕面市、羽曳野市、神戸市、長崎県、佐世保市、長崎市、島原市、大村市	
6	〃	株式会社東京建築検査機構	R01	太田市、渋川市、横浜市、川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市、大阪府、堺市、神戸市、長崎県、長崎市、佐世保市、沖縄県、那覇市、沖縄市	データ本位
7	〃	日本確認センター株式会社	H27	太田市、渋川市、千葉県、千葉市、市川市、松戸市、柏市、市原市、木更津市、成田市、習志野市、我孫子市、浦安市、野田市、茂原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、四街道市、印西市、白井市	
8	〃	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	H22	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、富士宮市、富士市、焼津市、三島市、磐田市、伊東市、島田市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市	
9	地整	株式会社東北建築センター	H29	宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市	
10	〃	株式会社神奈川建築確認検査機関	R03	横浜市、川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市	データ本位
11	〃	ユーディーアイ確認検査株式会社	R02	横浜市、川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市	データ本位
12	〃	一般社団法人日本住宅性能評価機構	H31	山梨県	データ本位
13	〃	建築検査機構株式会社	H31	滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市、京都府、宇治市、大阪府、大阪市、堺市、寝屋川市、箕面市、門真市、羽曳野市、神戸市、奈良県、奈良市、和歌山市	データ本位 (一部特庁のみ)
14	〃	株式会社阪確サポート	H27	大阪府、堺市、箕面市、門真市、寝屋川市	データ本位
15	〃	株式会社確認検査機構プラン21	H27	京都府、宇治市、大阪府、大阪市、箕面市、羽曳野市、堺市、神戸市、奈良県、奈良市、橿原市	
16	〃	株式会社オーネックス	R02	寝屋川市	データ本位
17	〃	アール・イー・ジャパン株式会社	H27	大阪府、堺市、寝屋川市、箕面市、門真市、羽曳野市	データ本位
18	〃	株式会社総合確認検査機構	H29	京都府、大阪府、大阪市、堺市、羽曳野市、和歌山市	

No	区分	機関名	開始	相手先特定行政庁	備考
19	〃	九州住宅保証株式会社	R01	福岡県, 北九州市, 福岡市, 大牟田市, 長崎県, 長崎市, 佐世保市, 島原市, 大村市, 佐伯市	
20	知事	株式会社建築住宅センター	H30	青森県, 青森市, 弘前市, 八戸市	
21	〃	一般財団法人岩手県建築住宅センター	H29	岩手県, 盛岡市, 宮古市, 花巻市, 北上市, 一関市, 釜石市, 奥州市	
22	〃	一般財団法人宮城県建築住宅センター	H28	宮城県, 仙台市, 石巻市, 塩竈市, 大崎市	データ本位 (一部特庁のみ)
23	〃	株式会社仙台都市整備センター	H27	宮城県, 仙台市, 石巻市, 塩竈市, 大崎市	
24	〃	一般財団法人ふくしま建築住宅センター	H25	福島県, 福島市, 郡山市, いわき市, 会津若松市, 須賀川市	
25	〃	公益財団法人群馬県建設技術センター	H27	群馬県, 前橋市, 高崎市, 桐生市, 太田市, 館林市, 渋川市, 富岡市, 安中市, 沼田市, みどり市	
26	〃	株式会社千葉県建築住宅センター	H29	千葉県, 千葉市, 市川市, 松戸市, 柏市, 市原市, 木更津市, 成田市, 習志野市, 我孫子市, 浦安市, 野田市, 茂原市, 流山市, 鎌ヶ谷市, 君津市, 四街道市, 印西市, 白井市	
27	〃	一般財団法人富山県建築住宅センター	H23	富山県, 富山市	
28	〃	一般財団法人福井県建築住宅センター	H23	福井県, 福井市	
29	〃	公益社団法人山梨県建設技術センター	H30	山梨県	データ本位
30	〃	一般財団法人長野県建築住宅センター	R03	長野県	
31	〃	株式会社愛知建築センター	H30	名古屋市, 半田市, 安城市, 西尾市, 東海市	
32	〃	一般財団法人滋賀県建築住宅センター	H25	滋賀県, 大津市, 彦根市, 長浜市, 近江八幡市, 草津市, 守山市, 東近江市	
33	〃	特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	H26	京都府, 宇治市	
34	〃	一般財団法人大阪建築防災センター	H26	大阪府, 堺市, 寝屋川市, 箕面市, 門真市, 羽曳野市	データ本位
35	〃	株式会社兵庫確認検査機構	H26	兵庫県	
36	〃	一般財団法人なら建築住宅センター	H30	奈良県, 奈良市, 橿原市	
37	〃	一般財団法人島根県建築住宅センター	H28	島根県, 松江市, 出雲市, 安来市, 雲南市	
38	〃	岡山県建築住宅センター株式会社	H28	岡山県, 倉敷市, 津山市, 笠岡市, 総社市	
39	〃	株式会社広島建築住宅センター	H26	広島県, 広島市, 福山市, 呉市, 三原市, 尾道市, 東広島市, 廿日市市, 三次市	
40	〃	株式会社愛媛建築住宅センター	H28	愛媛県, 松山市, 今治市, 新居浜市, 宇和島市, 西条市	
41	〃	公益社団法人高知県建設技術公社	H23	高知県, 高知市	
42	〃	一般財団法人福岡県建築住宅センター	H23	福岡県, 北九州市, 福岡市, 大牟田市	
43	〃	一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター	H29	長崎県, 長崎市	
44	〃	一般財団法人大分県建築住宅センター	H29	佐伯市	

(2) 登録状況等

①台帳登録閲覧システムの登録件数

台帳登録閲覧システム利用の 269 庁のうち、庁内サーバ型を除く 263 庁における確認検査の登録件数（累計）です。申請単位による計上につき、建築物の数を示す数値ではありません。なお、建築物の確認申請の数値が突出しているのは、過去の紙台帳の一括投入等が実施されたケースがあることによります。

令和 3 年 3 月 31 日現在 単位：件

	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	計
建築物	20,991,616	915,964	2,182,674	9,226,352	33,316,606
昇降機	463,936	1,946	208	399,975	866,065
建築設備	2,762	103	52	1,367	4,284
1 項工作物	497,380	12,063	105	304,924	814,472
2 項工作物	1,345	83	1	586	2,015
合計	21,957,039	930,159	2,183,040	9,933,204	35,003,442

②通知・報告配信システムを利用した指定確認検査機関からの送信件数

1 年間に送信された件数です。確認審査報告、検査報告、引受通知、変更届等の区別なく計上しているため、送信された建築物数を示すわけではありません。

令和 2 年度実績 単位：件

指定確認検査機関数	送信件数
43	328,737

③法令・大臣認定データベースの照会件数

1 年間に実行された法令及び大臣認定各データベースの照会件数です。

令和 2 年度実績 単位：件

	特定行政庁	指定確認検査機関
法令データベース	71,678	26,639
大臣認定データベース	19,846	32,348

3. 機器更新及び改修状況

A システム機器更新への対応

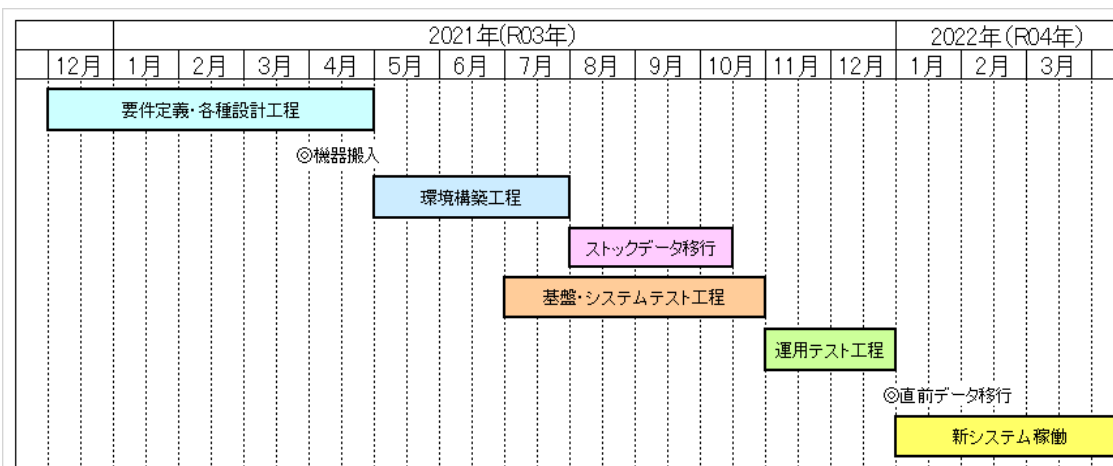
現在の建築行政共用データベースシステムに係るサーバ機などのシステム機器は、総合管理センター（IDC）にて平成27年1月より稼働しており、本年の12月末には保守期限の6年を迎えることになる。

重要な基幹システムを保守なしで運用することはできないため、新たなシステム機器を導入して、今後6年間の建築行政共用データベースシステムの安定運用（保守）を確保する必要がある。

そのため、令和2年12月より、システム機器更新プロジェクトをスタートさせている。今回のシステム機器更新プロジェクトでは、機器更新に合わせて、以下の取り組みを実施している。

- ① 今後のデータ量の増加を踏まえ、データ容量を現システムの約2倍に強化。
- ② サーバ機の仮想化を実施し、サーバ台数を削減。
- ③ OSやミドルウェアの見直しを行い、信頼性のあるオープンソースソフトや低廉なソフトの採用。

機器更新プロジェクトのスケジュール（概要）※1



（※1）プロジェクトの進行に伴いスケジュールの見直しの可能性あり。

B 台帳登録閲覧システム

(1) 機能追加の対応 (令和3年3月23日)

①入力機能

- ・指定確認検査機関から同一物件が紙と電子で送られた場合の二重入力防止機能を追加（配信システムで登録する際の、同一処分番号の存在チェックによる）
- ・既存不適格事項のコピー機能（確認申請・第三面「その他必要な事項」→完了検査申請・第三面「備考」）を追加
- ・CSV ファイル取込機能に昇降機、工作物を追加

②統計（データ抽出）機能

- ・一定期間に更新（新規登録、変更）された物件を抽出する機能の追加（電子台帳・帳簿、確認等台帳情報及び報告書関連情報の抽出条件に「更新日」を追加することによる。ただし、電子台帳・帳簿については、最新の確認申請、計画変更確認申請の更新日が対象。）

③帳票出力

- ・台帳記載事項証明書に工事完了届情報を出力可能とする

④市民向け概要書閲覧機能

- ・台帳システムの権限として「台帳閲覧権限」だけを設定した場合の概要書閲覧機能を追加

⑤その他

- ・電子報告されたファイルのうち、特定行政庁で閲覧対象とするもの（建築計画概要書等）としないもの（建築工事届等）を指定確認検査機関側のシステムであらかじめ分別できるよう、添付ファイルの「概要書区分」の送受信機能を追加（分別するには、別途指定確認検査機関側のシステム改修が必要）

(2) 今後の改修予定

①入力機能

- ・仮使用認定申請の受付時に、「受付年月日」に当日の日付が自動設定される機能を追加

②統計（データ抽出）機能

- ・配信報告データに関して、データ抽出時に出力される変更届を、行政庁ごとに変更届の出力の可否を選択できるように対応

③帳票出力

- ・台帳記載証明（E x c e l）に「処分等の概要書の備考」、「特定工程名」を出力するよう対応

④その他

- ・建築計画概要書等取得の出力結果（道路 x m l ファイル）の建築計画概要書 3 号の第二面に「備考」を出力するよう対応
- ・物件詳細画面において、番号及び発行日が空欄の確認申請データに関しては非表示とするように対応
- ・台帳登録閲覧システムから出力している E x c e l 帳票について、x l s ファイル（Excel 97-2003 形式）から x l s x ファイル（最新の Excel 形式）に変更
- ・建築行政共用データベースシステムのシステム機器更新に伴い、ミドルウェアのバージョンがアップするため、それに対応した台帳登録閲覧システムのアプリケーションソフトの一部改修（A システム機器更新への対応参照）

C 建築士・事務所登録閲覧システム（登録機関向け）

（１）法改正及び機能追加の対応

<建築士関係>

①建築士法改正に伴う改修（令和２年１２月２日）

- ・一級建築士の合格者データ及び卒業証明書等データ（PDF形式）の一括取込処理（バッチ処理）機能を追加、
- ・二級・木造建築士の卒業証明書等データ（PDF形式）の一括取込処理（バッチ処理）機能を追加（合格者データの取り込み方法は従前どおり）
- ・合格者データ参照画面に卒業証明書等データ（PDF形式）の参照機能を追加
- ・建築士の新規入力画面、校正入力画面に卒業証明書等データ（PDF形式）の参照機能を追加
- ・建築士の新規入力画面、校正入力画面に学歴や取得単位と実務経験年数をチェックできる機能を追加、あわせて外部データ取込においても同機能の追加
- ・建築士検索登録内容及び建築士照会登録内容に「学歴等コード」と「実務経験年数」を表示

<建築士事務所>

②法人役員の事務所ステータスの改善（令和３年３月２２日）

- ・法人役員の事務所ステータスを、従来の「漢字(姓)」、「漢字(名)」の２項目の一致で判断から、「漢字(姓)」、「漢字(名)」、「性別」及び「生年月日」の４項目の一致で判断するよう対応

（２）今後の改修予定

<建築士・建築士事務所共通>

①建築士・事務所システムのミドルウェアの変更

- ・建築行政共用データベースシステムのシステム機器更新に伴い、建築士・事務所システムで使用するミドルウェアの見直しを実施。新しいミドルウェアに対応するため、建築士・事務所システムのアプリケーションソフトの一部改修（A システム機器更新への対応参照）

<建築士関係>

②卒業証明書等データ（PDF形式）の棚卸機能の追加

- ・建築士正規登録が完了したため、使用されなくなった卒業証明書等データ（PDF形式）を棚卸（削除）する処理（バッチ処理）の追加

4. 利用料の据置について

(1) 利用料金額算定の概要

- ・利用団体ごとに利用するサブシステムを選択し、サブシステム別に年間利用料を算定。
- ・各年度の利用料は、利用するサブシステムの年間利用料の合計。
- ・主なサブシステムの年間利用料算定の概要は次のとおり。

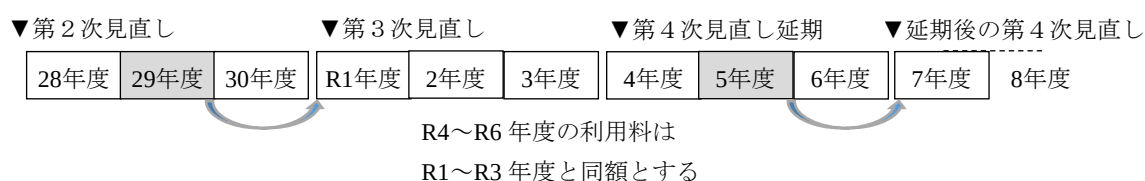
	サブシステム	利用率	算定方法	価格帯
A	台帳登録閲覧システム	特庁限定 約6割	行政区分（都道府県・政令市等の別）と年間確認件数（民間分も加味）に応じて設定	5～650万円
B	通知・報告配信システム	約8割 (注)	確認審査報告書の送信件数・受理件数に応じて設定予定。令和3年度までは無料	0
C	建築士システム（照会）	約8割	確認件数に応じて設定	0～80万円
D	法令・大臣認定データベース	C利用者の約8割	確認件数等によらず一律	8万円

※注 利用率は契約ベースで算定しているが、B通知・報告配信システムは実際に活用している団体は約3割。

- ・年間確認件数等の件数は、利用開始年度の2年度前の実績値を適用する。このため、利用年度の利用金額は実質定額である。
- ・年間確認件数等の件数は、利用開始年度によらず、平成22年度稼働開始を起点として3年度ごとに一斉に見直しをかけてきた。

(2) 第4次見直しの延期（令和6年度までの据え置き）

- ・これまでの原則によれば、次回見直しは令和4年度で、令和2年度の件数により決定することとなる。しかしながら、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の確認件数の大幅な減少が見込まれる。
- ・一方、各サブシステムの安定稼働を確保するには、確認件数の減少にかかわらず、一定の運営経費が必要となる。
- ・そのため、第4次見直しは見送り、令和4年度から6年度までの利用料金額は、現在の利用料金額を据え置くこととした。
- ・これまで講じてきた通知・報告配信システムの無料措置、激甚被災地における特例措置は、いずれも令和6年度までは延長する。
- ・次回見直しは令和7年度で、その際の年間確認件数等の件数は令和5年度の実績値を用いる予定。



第3 その他

1. 既存建築確認台帳の電子データ化について

ICBAでは、特定行政庁に保管された紙の建築確認台帳等の情報を建築行政の基礎資料として活用するため、これらの情報を電子データ化して共用DBに投入する業務を実施しています。

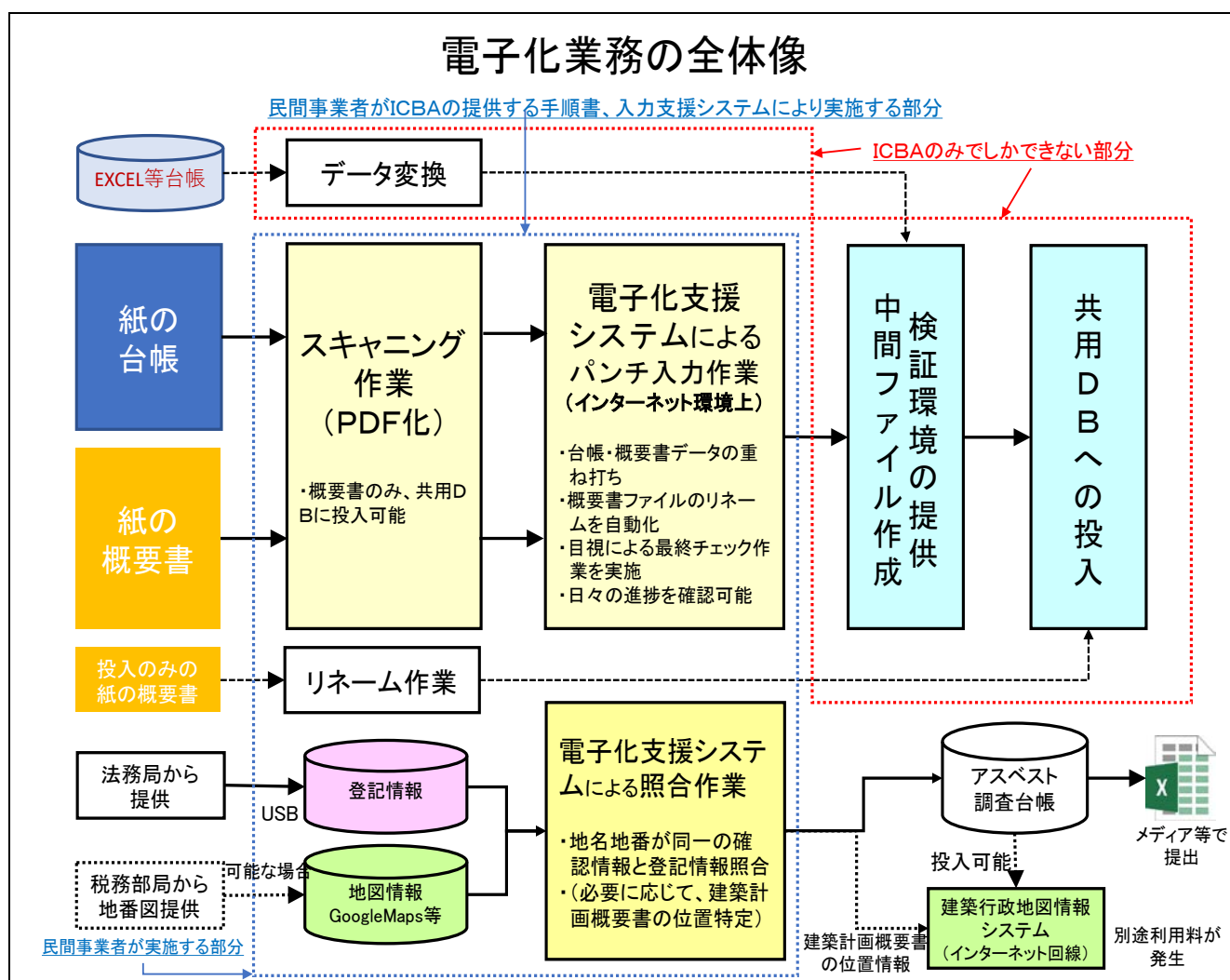
1) アスベスト補助金を活用した電子化について

アスベスト補助金は、令和2年12月24日「住宅・建築物アスベスト改修事業の延長・見直しについて」(事務連絡、p.30 参照)のとおり、民間建築物は令和7年度末まで延長されています。

この補助金は定額補助であり、台帳・建築計画概要書を電子化し、そのテキスト情報と概要書PDFを共用DBに投入する(①:電子化業務)ことのほか、一定の確認情報と登記情報を地名地番で紐つけることにより作成する「アスベスト調査台帳」を整備する(②:アスベスト調査台帳整備業務)費用が全額補助対象とされています。

建築物台帳等が電子化されることにより、既存住宅売買の円滑化のため、平成29年3月31日国住指第4546号「台帳記載事項証明書の発行について」(課長通知)で求められている台帳記載事項証明書の発行も容易になると考えられます。

表1 ICBAの実施する建築物等の電子化業務の全体像について



① 電子化業務について

表2の区分①の「電子化作業」により、ICBAが民間事業者に対して手順書とクラウド上で機能する電子化支援システムを提供する電子化業務を受託しています。この「電子化支援システム」とは、セキュリティが確保されたインターネット上のクラウドの環境において、特定行政庁ごとにカスタマイズした入力フォームをICBAが提供するものであり、日々の進捗状況を特庁のパソコン画面から確認することができます。

なお、共用DBに投入するデータを作成するには、一定のデータ仕様を満足する「中間ファイル」(XML ファイル)を作成する必要があり、これを検証環境で事前に確認を受けた後、共用DBの本番環境に投入します。

表2の区分②の「既存データの移行」は、既存の電子データ(CSV、Excel、Access など)による台帳データ等を変換し、共用DBに投入するものであり、①と②を組み合わせる場合もあります。

表2 ICBAの電子化業務受託方式(紙の台帳・概要書を共用DBに投入する場合)

業務受託方式 (○がICBA受託部分)

業務プロセス ケース	作業手順書の作成など	概要書等のPDF化	データパンチ入力	電子化支援システム提供	中間ファイル作成 検証用環境の提供	共用DBへの投入	備考
① 電子化作業	○	原則民間業者が実施		○	○	○	・特庁がICBA及び民間事業者の2契約を締結
② 既存データの移行	—	Access・Excelの既存の台帳データがある場合		—	○	○	

注) 発注手続きの簡素化、財政部局からの指示などの理由により全ての業務の直接受託はお受けしませんのでご注意ください。

② アスベスト調査台帳整備業務について

平成28年5月24日付国住指第4276号「定期報告及びアスベスト対策に係る台帳の整備に関し必要な登記情報及び地図情報の電子データによる提供依頼等について」((課長通達)より、アスベスト調査台帳等の整備に関し、所管の法務局から建物登記の電子データによる提供を受けることが可能となりました。

確認情報及び登記情報を地名地番をキーとして紐付ける作業を実施し、アスベスト調査台帳の整備に関する業務を受託しております。

表3 アスベスト調査台帳作成のための位置・所有者特定作業の場合

業務受託方式 (○がICBA受託部分)

業務プロセス ケース	作業手順書の作成など	位置特定作業	所有者特定作業	電子化支援システム提供	アスベスト調査台帳作成	備考
③ アスベスト調査台帳	○	原則民間事業者が実施		○	○	・特庁がICBA及び民間事業者の2契約を締結

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 24 日

各都道府県建築主務部長 様

令和 3 年度当初予算案における
住宅・建築物アスベスト改修事業の延長・見直しについて

国土交通省住宅局市街地建築課
建築指導課

令和 2 年 12 月 21 日に令和 3 年度予算案が閣議決定され、社会資本整備総合交付金による住宅・建築物アスベスト改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）について、別添 1 のとおり、延長・見直しを行う予定としておりますので、お知らせいたします。

○ 民間建築物については、令和 7 年度末まで着手期限を延長することを踏まえて、補助制度による支援を行う地方公共団体においては、民間建築物所有者に対して補助事業を周知し、積極的な活用を促すなど、民間建築物のアスベスト対策の一層の推進に努められたい。

○ 市区町村所有建築物については、令和 5 年度末まで着手期限を延長するとともに、アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む）の整備を要件にすることを踏まえ、地方公共団体において早期にアスベスト調査台帳を整備し、速やかに除去等の対策に取り組まれない。

これに伴い、アスベスト調査台帳の整備状況や支援制度の活用意向について、別添 2 に従い、調査にご協力いただきたい。

都道府県におかれましては、これらの内容について、貴管下の市区町村に周知くださいますようお願いいたします。

なお、事業実施には、国会における令和 3 年度予算成立が前提になるため、今後、内容等が変更になることがあります。

【問合せ先】

（住宅・建築物アスベスト改修事業に関すること）

住宅局市街地建築課 藤崎、嘉祥寺

電話：03-5253-8111 藤崎（内線 39655） e-mail：fujisaki-s26n@mlit.go.jp

嘉祥寺（内線 39654） e-mail：kashohji-a2kz@mlit.go.jp

（アスベスト調査台帳の整備の調査に関すること）

住宅局建築指導課 松田

電話：03-5253-8111（内線 39546） e-mail：matsuda-k2gm@mlit.go.jp

住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）の延長

1. 目 的

住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）のアスベスト含有調査等及びアスベスト除去等に関する事業期限の延長を行うとともに、必要な見直しを行い、アスベスト対策を推進する。

2. 内 容

（1）民間建築物

（現行） 令和2年度末までに着手したものが対象

（改正） 令和7年度末までに着手したものが対象

（2）市区町村所有建築物

（現行） 令和2年度末までに着手したものが対象

（改正） 令和5年度末までに着手したものが対象

ただし、アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む）を整備している地方公共団体に限る。

2. 建築行政・技術情報提供事業

①講習会

■建築基準適合判定資格者検定を受検される方を対象とした講習会

・令和3年度 建築基準適合判定資格者検定 受検講習会

「令和3年度版建築基準適合判定資格者の手引き」を用いた、検定受検者のための講習会（ウェブ講習）です。

開催日：令和3年5月20日（参加人数 243 名）

後援：日本建築行政会議

・令和3年度 建築基準適合判定資格者検定 直前講習会及び模擬試験

「令和3年度版建築基準適合判定資格者の手引き」を用い、3日間でより詳細かつ実践的な内容による講習会（ウェブ講習）を行い、合わせて模擬試験も行います。

開催日：令和3年7月14日～7月17日の4日間（講習＋模擬試験コース）

令和3年7月14日～7月16日の3日間（講習コース）

模擬試験会場：研究社英語センタービル（飯田橋）

後援：日本建築行政会議

協力（模擬試験開催）：NPO 法人建築基準法の適用に関する建築主事ネットワーク（BONT）

■建築審査・検査者を対象とした能力向上を目的とした研修会

・令和3年度建築確認実践研修

審査実務経験の浅い行政庁等の職員を対象に建築確認審査の実践能力の向上を図るため、意匠・設備コースと構造コースの研修（ウェブ講習）を行います。

＜第1回＞ 構造コース 令和3年11月予定（2日間）

意匠・設備コース 令和3年11月予定（2日間）

＜第2回＞ 構造コース 令和4年1月予定（2日間）

意匠・設備コース 令和4年1月予定（2日間）

後援：日本建築行政会議（予定）

・令和3年度研修 建築確認実務

建築基準法をはじめ、消防法など関連する法令に関する知識の修得、建築確認において問題となる事例に関する討議を通じ、実務能力の向上を図ります。

＜第1回＞ 令和3年6月15日～6月18日の4日間（集合＋ライブ研修）

＜第2回＞ 令和3年10月12日～10月15日の4日間（集合研修）

会場：（一財）全国建設研修センター 研修会館

共催：（一財）全国建設研修センター

②図書販売

今年度販売している主な図書は以下のとおりです、ホームページ上で販売しています。

・2020年版 建築物の構造関係技術基準解説書（通称：黄色本）

構造設計・審査のバイブル的存在です。本改訂版は2015年6月以降の法令等の改正・施行を反映させています。

一般価格：9,900円（税込）、会員価格：8,910円（税込）

令和2年11月9日 第2刷発行

・建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 2017年度版

法令等の改正、利用者等からの質疑に対する回答やその後の検討結果を踏まえた、適用事例2013年度版の改訂版です。

一般価格：5,060円（税込）、会員価格：4,554円（税込）

令和2年5月25日 第3刷発行

・令和3年度版 建築基準適合判定資格者の手引き

これから建築基準適合判定資格者検定を受検する方の参考書です。過去5年間に
出題された各試験問題の出題目的、解答例を詳しく解説しています。

一般価格：3,630円（税込）、会員価格：3,267円（税込）

令和3年5月13日 発行

・建築構造審査・検査要領 - 実務編 審査マニュアル - 2018年版

平成29年9月までに公布・施行された建築基準法改正に対応し、建築基準関係規定における構造強度に関する基準について、適切かつ統一的な運用を図るために必要な事項についてまとめています。

一般価格：7,150円（税込）、会員価格：6,435円（税込）

令和2年4月1日 第2刷発行

・建築物の防火避難規定の解説 2016（第2版）

防火避難規定を的確に運用するための基本解説書として5年ぶりに改訂しました。

一般価格：4,730円（税込）、会員価格：4,257円（税込）※(株)ぎょうせいからの受託販売

令和2年6月10日 発行

③情報提供

・メールマガジンの配信

建築行政関連情報を広く発信することを目的として、原則月2回配信しています。
登録はホームページから簡単に行えます。

【掲載内容】

- ・最新の建築関連法令など建築行政の動向
- ・ICBAの講習会、図書刊行などの案内
- ・建築関連団体の講習会、図書刊行などの案内

・ホームページでの建築法令関連情報の提供

建築物の構造関係技術基準解説書（通称：黄色本）に関する「Q&A」、「正誤表」、などを掲載しています。

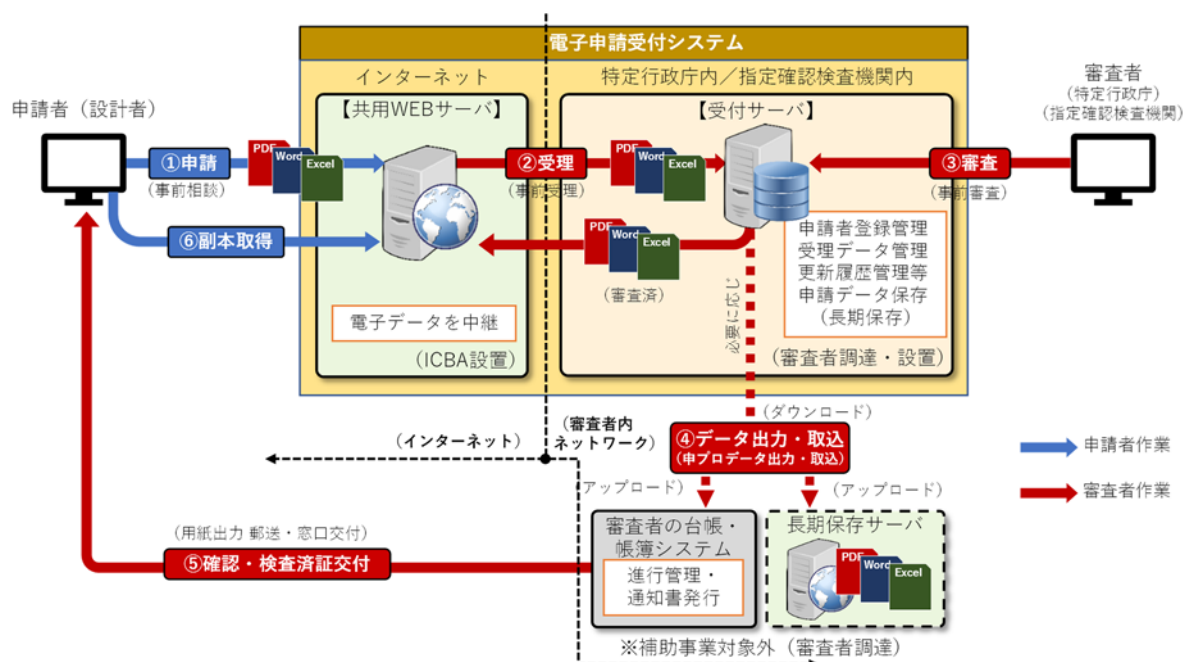
その他、ICBAが開催する講習会や図書の「正誤表」や「Q&A」を掲載しています。

3. 建築情報システム高度化促進事業

(1) 事業目的

簡素な電子申請受付システムを開発し、実務環境での試用を通じて使いやすいものとする
ことにより、小規模な指定確認検査機関を中心に、特定行政庁も含めて電子申請受付開始を
促し、全国の電子申請受付窓口を拡張することを目的とする。

全体構成



(2) 事業期間

令和元年度～令和3年度 (予定)

(3) 現況

令和3年6月現在、指定確認検査機関12機関にて試用中。

(4) 主な課題

- ① 特定行政庁への展開 (事前審査、手数料収納等がネック)
- ② 制度改正対応 (電子署名・タイムスタンプ不要化に伴うシステム仕様調整)

お問い合わせ

一般財団法人建築行政情報センター

mail file-kikaku@icba.or.jp TEL 03-5225-7706

<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/#a06>

(担当 久保・小池)

參考資料

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の利用者及び利用予定者相互の情報交換及び意見収集の場を確立するとともに、この場を通じて共用DBの運営主体である一般財団法人建築行政情報センターとの情報共有を図り、もって共用DBの永続的な改善と普及に資することを目的とする。

(活 動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 共用DBに関する情報提供
- 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ
- 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員の資格)

第 4 条 会員は、次に掲げる者とする。

- 一 国土交通省
- 二 都道府県
- 三 建築主事を置く市町村及び特別区
- 四 指定確認検査機関
- 五 指定構造計算適合性判定機関
- 六 建築士法関係機関
- 七 その他、本会が必要と認める者

(会員の権利)

第 5 条 会員の権利は、次のとおりとする。

- 一 会員は、役員の選任権並びに総会の議決権を 1 団体につき 1 有する。
なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
- 二 会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。

第 2 章 役 員

(役員の種類及び選任)

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
 - 二 副会長 1 名
 - 三 理事 10 名以上 30 名以下
- 2 理事は、総会において選任する。

3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため就任した役員の任期は、在任者の残任期間と同一とする。

3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第 3 章 会 議

(会 議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- 一 共用DB運用の基本的事項に関する提案
- 二 会則の改正
- 三 その他本会の運営に関すること

(理事会)

第11条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を決定する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会で決定した事項の執行に関すること
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

3 理事会は、本会の活動を効率的に実施するため、部会を置くことができる。

(会議の招集、開催)

第12条 会議は、会長が招集する。

2 総会は、原則として隔年度開催とする。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(議 長)

第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第14条 会議は、総会にあっては会員、理事会にあっては役員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(議 決)

第15条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理表決等)

第 16 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会
員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前
2 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第 4 章 事 務 局

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、一般財団法人建築行政情報センター
に事務局を置く。

2 本会の運営経費は、事務局が負担する。

第 5 章 雑 則

(細 則)

第 18 条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定
める。

(附 則)

この会則は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。

(附 則)

第 1 条 平成 22 年度に限り、会則第 8 条第 1 項の規定による役員の任期は、
1 年とする。

第 2 条 この会則は、平成 22 年 11 月 12 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 26 年 7 月 18 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 27 年 7 月 24 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 29 年 10 月 27 日から施行する。

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 入会状況

令和3年4月1日現在

区域	特定行政庁							指定確認検査機関等					建築士法関係団体				合計
	都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限特	特別区	計	大臣指定	地整指定	知事指定	その他	計	国・地整	建築士会	事務所協会	計	
国・連合会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	1	1	13	13
北海道	1	1		2	13		17			2	1	3	—		1	1	21
青森	1		1	2			4			1		1	—	1	1	2	7
岩手	1		1		6		8			1		1	—				9
宮城	1	1		3			5		1	1		2	—				7
秋田	1		1	1			3			1		1	—		1	1	5
山形	1			1	2		4			1		1	—				5
福島	1		2		2		5						—	1	1	2	7
茨城	1			5			6		1	2		3	—	1		1	10
栃木	1		1	7			9				1	1	—	1		1	11
群馬	1			1	1		3			1		1	—	1	1	2	6
埼玉	1	1	2	5	13		22		1	1		2	—	1	1	2	26
千葉	1	1	5	8	6		21	1	2	1		4	—				25
東京都	1		1	3		19	24	13	3	1	1	18	—	1	1	2	44
神奈川県	1	3	3	6			13	3	2	1		6	—	1	1	2	21
新潟	1	1	1	2			5			2		2	—	1		1	8
富山	1		1				2			1		1	—	1	1	2	5
石川	1			1	1		3			1		1	—				4
福井	1		1				2			1		1	—				3
山梨	1			1			2		1	1		2	—				4
長野	1		1	1	2		5			1		1	—	1	1	2	8
岐阜	1		1	2	1		5						—				5
静岡	1	2		4	7		14	1			1	2	—		1	1	17
愛知	1	1	5		11		18	1	1			2	—		1	1	21
三重	1		2	3	1		7			1		1	—				8
滋賀	1		1	6			8		1	1		2	—		1	1	11
京都	1	1		1			3		1	1		2	—				5
大阪	1	2	6	5			14	3	6	1		10	—	1		1	25
兵庫	1	1	2	3			7		2	1		3	—		1	1	11
奈良	1		1	2			4						—		1	1	5
和歌山	1		1				2						—				2
鳥取	1			3			4						—				4
島根	1			2	4		7						—				7
岡山	1		1	5			7						—	1		1	8
広島	1	1	1	2	1		6	1	1	1		3	—	1		1	10
山口	1			6	1		8						—				8
徳島	1						1						—				1
香川	1		1				2						—		1	1	3
愛媛	1		1	3	1		6						—				6
高知	1		1				2			1		1	—				3
福岡	1	2	1	1			5		1	1		2	—		1	1	8
佐賀	1			1			2			1		1	—		1	1	4
長崎	1		2		2		5						—		1	1	6
熊本	1	1		2			4			1		1	—				5
大分	1		1	4			6			1		1	—		1	1	8
宮崎	1			2			3						—				3
鹿児島	1				2		3			1		1	—		1	1	5
沖縄	1		1	4			6			1		1	—				7
計	47	19	50	110	77	19	322	23	24	34	4	85	11	15	22	48	455
機関総数	47	20	68	149	144	23	451	26	40	64	10	140	11	48	48	107	698
入会率	100%	95%	74%	74%	53%	83%	71%	88%	60%	53%	40%	61%	100%	31%	46%	45%	65%

国土交通省からの情報提供

建築分野におけるIT化の動向について

令和3年7月5日
住宅局建築指導課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1

建築確認申請手続きの電子化について(最近の動き)



現状

①建築確認の電子申請件数

	H27	H28	H29	H30	R1
確認申請の件数	58万	60万	59万	59万	57万
うち電子申請	1.3万	2.2万	3.5万	4.8万	7.0万
電子化率	2%	4%	6%	8%	12%

②指定確認検査機関等の電子申請対応状況(R2時点)

指定確認検査機関 131機関 ⇒ 電子申請対応 29機関 (22%)
特定行政庁 451機関 ⇒ 電子申請対応 0機関 (0%)

規制改革会議等の動き

成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日)

“BIMIによる建築確認申請の普及に向けて、指定確認検査機関による確認申請の電子化対応の支援等を行うとともに、特定行政庁による電子化対応に向けた検討を進める。” (iv)次世代インフラ>①インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決 >ア)インフラの整備・維持管理)

第1回 規制改革推進会議 議長・座長会合(令和2年10月7日)

当面の審議事項について

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新たな生活様式に向けた規制改革

(1)書面、押印、対面規制の見直し

①行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

・全ての行政手続を対象として、書面・押印・対面の必要性を厳しく検証し、年内に省令・告示等の改正、年明けに一連の法改正を行う。

②民間における書面規制・押印、対面規制の見直し

・民間事業者間の手続についても、法令で書面・押印・対面を求めている規制の必要性を検証し、見直しを行う。

対応

○建築主等から審査機関に提出する様式(確認申請書等)から「押印」を廃止(令和3年1月1日改正省令施行)

○建築確認におけるオンライン利用率目標を50%(令和7年度末)に設定(規制改革実施計画 基本計画)

予算措置状況

建築情報システム高度化促進事業(令和元年度新規補助事業:令和3年度予算額35,638千円)

●電子的に建築関係手続を行うことが可能なシステム整備に対して補助を行う制度を創設する。

○補助対象:民間事業者等

※公募により、最も安価で汎用性の高いシステム構築を提案した者を選定

○補助額:定額

○補助内容:電子的に建築確認申請を行うことが可能なシステム整備に要する費用

※システムの初期動作の確認のために必要な検証を含む

システムのイメージ

申請者①

申請者②

システム

利用申込・許可

A機関

B機関

C機関

D行政庁

E行政庁

- 令和2年度の建築基準法施行規則の改正により、民から官への申請手続きで求めている押印を廃止。
- また、デジタル手続法令の改正等により、建築確認(計画通知を含む)を電子申請で行う場合は、署名や押印をすることなく、氏名又は名称を記録したデータの送付で申請可能。

建築基準法施行規則の改正(令和2年12月23日公布 令和3年1月1日施行)

○民から官への申請手続きで求めている押印を廃止

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル手続法)による電子申請の位置づけ(平成14年)

- 建築確認における電子申請は、デジタル手続法により可能(デジタル手続法第6条第1項、規則第4条)
- 署名等をすることが規定されているものは、電子申請時は以下の氏名又は名称を明らかにする措置で代えることができる(デジタル手続法第6条第4項、規則第13条第1項)

- ・個人番号カードの利用
- ・電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を送信する措置
- ・識別番号及び暗証番号を入力する措置(ID・PW方式)
- ・識別番号及び暗証番号を入力し、生体認証符号等を使用する措置
- ・**行政機関等が定める措置※**

行政機関等がどの措置をとるかを定める
(複数選択可)

※国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の改正により追加(令和2年12月23日公布 令和3年1月1日施行)

建築指導課より通知した技術的助言(令和3年2月1日国住指第3661号)

行政機関等が定める措置とは、申請データに氏名又は名称を記録する措置である

3

建築基準法第12条に基づく定期報告のデジタル化

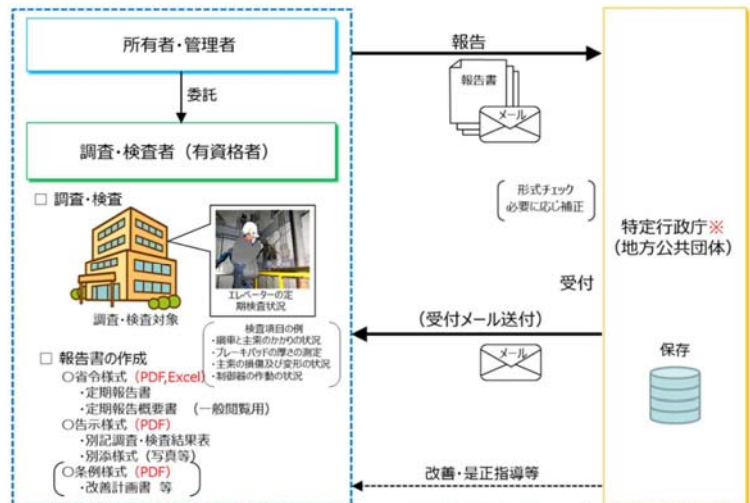
令和2年度

- ・定期報告におけるオンライン利用率目標を40%(令和7年度末)に設定(規制改革実施計画 基本計画)
- ・省令改正により定期検査報告書においても押印が不要化され、オンラインでの報告が可能となった。
- ・メールや電子書面送付システムによる定期報告を試行し、その課題と対応を検討

➡「**簡易なオンライン手法による定期報告実施に係る留意事項**」をとりまとめ、
令和3年3月30日に各都道府県建築主務部長に対して、技術的助言として通知。

○電子メールによる定期報告の留意事項の概要

- (1) 受付体制の整備
 - ① 電子メールの容量設定
 - ② 電子メールアドレスの設定
 - ③ 審査に必要なデバイスの設置等
 - ④ 保存用のサーバー
 - ⑤ セキュリティ対策
 - ⑥ ホームページによる周知
- (2) 報告者等と特定行政庁とのやりとり
 - ① 報告者等の事前登録と確認
 - ② 本人確認等
 - ③ 報告書の補正、受付
- (3) 保存、定期報告台帳への記録



メールによる定期報告のイメージ

令和3年度以降

- ・令和2年度の試行の結果および、簡易なオンライン化手法の活用状況等をふまえ、定期報告の提出・受理をより円滑に行うためのオンライン化手法を検討

●押印・書面に係る制度を見直すため、デジタル社会形成関係法律整備法案の中で、**48法律を一括改正予定。**

建築士法については、以下の見直しを行う。

- ・設計受託契約等に係る**重要事項説明書の交付**について、**電磁的方法で行うことができる**こととする。
- ・建築士が設計を行った場合に作成する設計図書への**押印を廃止**する。

1. 現行制度

<設計受託契約等に係る重要事項説明書の交付>

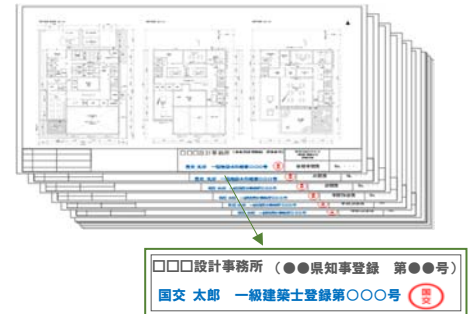
□設計事務所の開設者は、**設計受託契約等を締結しようとするときは**、あらかじめ、建築主に対し、管理建築士等をして、**重要事項説明書を交付**して説明をさせなければならない。

※オンラインで説明を実施する場合にも、書面は事前に郵送で交付している

※重要事項説明書への押印義務は規定されていない

<設計図書への押印>

□建築士は、設計等を行った場合において、設計図書に建築士である旨を表示して記名押印をしなければならない。



2. 改正後

<設計受託契約等に係る重要事項説明書の交付の電子化>

□重要事項説明書の交付について、建築主の承諾を得た上で、**電磁的方法で行うことができる**こととする。これにより、重要事項説明がオンラインで完結することとなる。

<設計図書への押印廃止>

□設計図書への**押印を廃止**する。これにより、建築士の負担が軽減され、電磁的方法による作成・保存も容易となる。

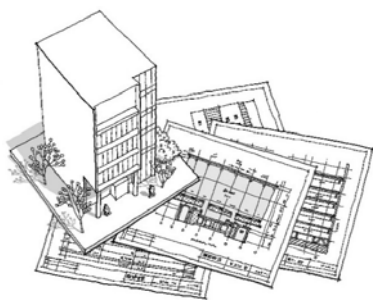
建築BIMとは

BIM (Building Information Modelling) とは・・・

コンピュータ上に作成した主に**3次元の形状情報**に加え、**室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報**を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステム。

現在の主流 (CAD)

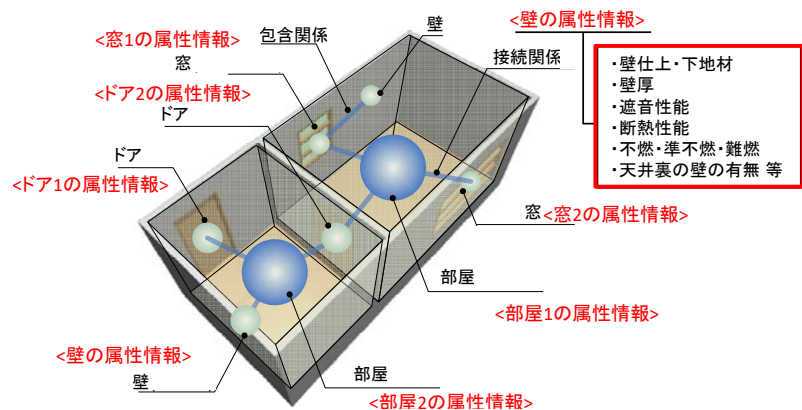
- 図面は別々に作成
- 壁や設備等の属性情報は図面とアナログに連携
- 建設後の設計情報利用が少ない



平面図・立面図・断面図／構造図／設備図

BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス

- 3次元形状で建物をわかりやすく「見える化」し、コミュニケーションや理解度を向上
- 各モデルに属性情報を付加可能
- 建物のライフサイクルを通じた情報利用／IoTとの連携が可能



将来BIMが担うと考えられる役割・機能

Process

- ・コミュニケーションツールとしての活用、設計プロセス改革等を通じた**生産性の向上**

Data Base

- ・建築物の生産プロセス・維持管理における情報データベース
- ・**ライフサイクルで一貫した利活用**

Platform

- ・**IoTやAIとの連携**に向けたプラットフォーム

将来像と工程表とりまとめの背景・目的

成長戦略フォローアップ (R1.6.21閣議決定) 6. 次世代インフラ (1) KPIの主な進捗状況

・BIMの取組を国・地方公共団体が発注する建築工事で横展開し、民間発注工事へ波及拡大させる。《中略》BIM導入を戦略的に進めるため、国・地方公共団体、建設業者、設計者、建物所有者などの広範な関係者による協議の場を設置し、直面する課題とその対策や官民の役割分担、工程表等を2019年度中に取りまとめる。

- 官民が一体となってBIMの活用を推進し、建築物の生産プロセス及び維持管理における生産性向上を図るため、「建築BIM推進会議」(委員長：東京大学 松村秀一特任教授)を令和元年6月より省内に構築※。(※BIM/CIM推進委員会の下に建築分野における検討WGとして構成)
- 建築BIM推進会議において、今後、建築業界における**共通認識として目指していく将来像と、将来像を実現するための取組・工程を整理**し、「建築BIMの将来像と工程表」としてとりまとめ(令和元年9月)。



BIMを活用した将来像

高品質・高精度な
建築生産・維持管理の実現

いいものが



- 3Dモデルの形状と属性情報により空間を確認できることで、建築のプロでない人でもイメージを共有
- 設計・施工時の情報が一元管理されることで、建築生産の効率的な品質管理を実現
- 完成後も活用可能なデータにより、最適な維持管理、資産管理、エネルギー管理を支援

高効率なライフサイクルの実現

無駄なく、速く



- 投資効果の可視化(コストマネジメント)による迅速な意思決定
- 設計・施工・維持管理段階の円滑な情報の伝達により、無駄のない建物のライフサイクルを実現
- 設計・施工の各工程の作業効率化
- 維持管理の省力化の実現
- 海外との共通・競争基盤としてのBIMの確立

社会資産としての建築物の価値の拡大

建物にも、データにも価値が



- 適正かつリアルタイムな資産評価・資産管理の実現
- センサー等との連携による建築物へのサービスの拡大
- ビッグデータ・AIの活用による建築物を起点とした新たな産業の創出
- インフラプラットフォームとの融合による最適ナリリスク管理の実現

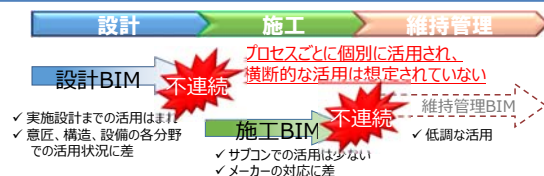
「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン(第1版)」

(令和2年3月 建築BIM推進会議策定)

ガイドライン策定の背景・目的

○BIMの活用により建築分野における生産性向上等が期待される中、現状は、設計段階のみ、施工段階のみの活用にとどまり、プロセスを横断するかたちでのBIMの活用の促進が課題となっている。

○有識者、関係団体等で構成される「建築BIM推進会議」において、BIMのプロセス横断的な活用に向け、関係者の役割・責任分担等の明確化等をするため、標準ワークフロー、BIMデータの受け渡しルール、想定されるメリット等を内容とするガイドラインを策定。(令和2年3月)



標準ワークフロー

○BIMをプロセスを横断して活用する場合における、各事業者の業務の進め方や契約等を標準ワークフローとして整理。

○プロセス間の連携のレベルに応じて、様々なパターンのフローを整理。

- ・設計・施工段階の連携
- ・設計・施工・維持管理段階の連携
- ・設計・施工・維持管理段階の連携 + 設計段階での施工技術の検討
- ・設計・施工・維持管理段階の連携 + 設計段階での施工図の作成等

※さらに、事業の企画段階から、発注者を事業コンサルティング業者がサポートするパターンも想定

BIMデータの受け渡しルール等

○BIMデータをプロセス横断型で円滑に活用するために必要となる、データ受渡し等に関する共通ルールを整理。

【設計⇒施工】

- ・図面間(構造図、設備図等)の整合性を必ず確保すること
- ・設計時でのBIMへの情報入力に係るルール(部材の情報の詳細度等)を受渡時に提供すること 等

【設計・施工⇒維持管理】

- ・維持管理者に引き継ぐべき情報を事前に設計・施工段階の関係者に共有すること
- ・設計時のBIMに、施工段階で決まる設備等に関する情報を加えて維持管理段階へ受け渡すこと 等

想定される主なメリット

○省力化・効率化

- 同一BIMデータの継続的活用により
- ・各プロセスでの入力作業が省力化
- ・情報共有により関係者間の確認が減少し、作業が効率化

○業務の効率化・コストの低減等

- 設計段階から併行して施工計画や維持管理方針を検討し設計に反映させることによりコスト低減等を実現

○合意形成の円滑化

- BIMによる3次元映像の活用により関係者間の合意形成が円滑化

○精度の向上等

- コスト管理、工程管理等の精度が向上し効率性が向上

建築分野において生産性向上や産業転換、価値創出等に資するBIMの活用を促進するため、設計・施工等のプロセスを横断してBIMを活用する試行的な建築プロジェクトにおけるBIM導入の効果等を検証する取組みを支援する。

支援対象

有識者、関係団体等から構成される建築BIM推進会議で策定された「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第1版）」（令和2年3月）に沿って、BIMを活用する試行的な建築プロジェクトについて実施される、効果検証・課題分析等の取組みに要する費用（検証に直接必要となる人件費等）を支援。

※既に実施済みのプロジェクトで改めてBIMを活用して検証するものや、増改築工事に係るプロジェクトも含む。

※プロジェクト全体の効果検証等だけでなく、その一部分（例：設計・施工等のプロセス間、又はプロセス内等）の効果検証等を含む。

補助率等

- 補助額：定額
- 成果物：検証等結果を報告書にまとめ、公表
- 補助事業の期間：原則単年度（必要に応じて複数年度も可）
- 応募資格：民間事業者等
- ※検証等の対象となる建築プロジェクトの発注者等の了解を得ていることが必要

令和3年度の公募概要・スケジュール等

【A 先導事業者型】：先導性をもった事業者の中から、令和2年度に検証されていない内容であり、かつ特に発注者メリットを含む検証等を行うもの（令和3年3月10日～4月9日公募）

- ①ガイドラインに沿って行われるプロジェクトにおける、BIM活用による生産性向上や価値創出等のメリット（特に発注者メリット）の検証等
- ②関係事業者が、ガイドラインに沿ってBIMデータを受渡し等しつつ連携するにあたっての課題（特に発注者・受注者の役割分担）の分析等

【B パートナー事業者型】（注：補助対象外）：令和2年度に検証されていない内容であり、広範なメリットや課題について検証等を行い、建築BIM推進会議に連携・提言を行うもので、評価委員会にて一定の評価を受け、自らの費用負担にて事業を実施するもの（令和3年3月22日～4月23日公募）

【C 中小事業者BIM試行型】（仮称）：中小事業者が事業者間でグループを形成し、試行的にBIMを活用し、BIMの普及に向けた課題解決策の検証等を行うもの（令和3年4月16日～5月17日公募）

デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化（建築分野）

○成長戦略実行計画及び成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、未来投資会議において、「建築物の外壁の定期調査」及び「エレベーターの定期検査」について、デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化を検討。

○成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）

第4章 2. デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化（3）建築分野

建築基準法に基づく建築物の外壁の調査について、一級建築士等によるテストハンマーを使って打診する方法と比較して、赤外線装置を搭載したドローンを用いて、同等ないしそれ以上の精度で問題箇所を検出する性能を確認できれば、規制をドローン活用でも代替可能とするよう見直す。

また、建築基準法に基づくエレベーターのロープの劣化状況の検査について、一級建築士等による（1年に1回の）目視等で劣化状況を確認する方法と比較して、常設の検査用センサーを用いて、同等ないしそれ以上の精度で問題箇所を検出する性能を確認できれば、規制をセンサー活用でも代替可能とするよう見直す。

○成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

3.（2）ii）デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化 ③ 建築分野

- ・建築基準法に基づく建築物の外壁の調査について、一級建築士等によるテストハンマーを使って打診する方法と比較して、赤外線装置を搭載したドローンを用いて、同等ないしそれ以上の精度で問題箇所を検出する性能を確認できれば、規制をドローン活用でも代替可能とするよう見直す。
- ・また、建築基準法に基づくエレベーターのロープの劣化状況の検査について、一級建築士等による（1年に1回の）目視等で劣化状況を確認する方法と比較して、常設の検査用センサーを用いて、同等ないしそれ以上の精度で問題箇所を検出する性能を確認できれば、規制をセンサー活用でも代替可能とするよう見直す。

○第31回未来投資会議（令和元年10月3日）

（2）②デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化 3. 建築分野

センサー精度の向上、AIによるビッグデータ分析、ドローン活用などが進む中、これらの技術の活用により、より精緻かつ合理的な建築物の安全性確保が可能か等を検証するべく、建築に関する制度（建築基準法等）の将来の在り方に係る問題点や課題を洗い出す。

①建築物の外壁の定期調査

- ・建築基準法に基づく建築物の外壁の調査について、赤外線装置を搭載したドローンによる調査を将来位置づけることができないか検討する。

②エレベーターの定期検査

- ・建築基準法に基づくエレベーターのロープ等の劣化状況の検査について、目視や寸法測定と同等の検査方法として、センサーによる検査を将来位置づけることができないか検討する。

③建築確認検査等への新技術活用に関する調査

- ・建築物の計画・施工・維持管理の各段階におけるAI、IoT、BIM等の新技術の活用の可能性に係るニーズ等の調査を行い、当該ニーズに応じた新技術の活用に係る建築規制のガバナンスのあり方を検討する。